

第76回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 76 回（平成 28 年度第 7 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 28 年 10 月 19 日（水）午後 1 時

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 報告事項

①中期財政計画について（財政課）

資料 1

②「近江八幡市・安土町 新市基本計画の変更について」答申
～報告

資料 2

③安土学区まちづくり協議会・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について

参考 1

4. 協議事項

①新市基本計画の内容で確認したいこと

②環境エネルギーセンターの見学を終えて（感想等）

5. その他

6. 閉 会

会議録

- 会議の名称 安土町地域自治区地域協議会 第76回（平成28年度第7回）定例会
 - 開催場所 近江八幡市安土町総合支所3階議員控室
 - 開催日時 平成28年10月19日（水） 13:00～15:50
 - 出席者 安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、可須水弘美委員、小杉稔委員、善住元治委員
（委員等） 員、澤秋男委員、仙波謙三委員、中澤栄子委員、矢場義章委員、横川明子委員
（説明者等） 財政課…犬井副主幹
（事務局） 安土町総合支所…大林地域自治区長
住民課…福井次長兼課長、川部課長補佐、助野副主幹、矢野副主幹
 - 議題及び議事
- 事務局 第76回近江八幡市安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。
開会にあたりまして、会長よりご挨拶いただきます。
- 会長 (あいさつ)
- 事務局 ありがとうございます。続きまして、安土町地域自治区大林区長が挨拶いたします。
- 事務局（区長） (あいさつ)
- 事務局 本日の会議について全委員が出席されていますので、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第11条第3項の規定に基づき、本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。
また宗野アドバイザーにつきましては会長宛てに欠席の連絡がありました。アドバイザーにおかれましては、会議内容に疑問点がございましたら相談いただきまして後日回答させていただきますという連絡もございました。
それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、同じく協議書の規定に基づきまして、会長にお願い申し上げます。
- 会長 それでは規定に基づきまして議長をつとめさせていただきます。なお、本日は3時頃終了を予定していますので、ご協力をお願いします。それでは会議次第に基づきまして前回の9月21日の定例会以降の協議会の活動についての経過報告を行います。まず、広報編集部会について部会長の茶野部会長よりご報告をお願いします。

副会長

それでは報告いたします。地域協議会だよりの第 38 号につきまして、前回の 9 月 21 日定例会の後に広報編集部会を開催しまして内容を検討し、11 月 1 日付発行に向けて作成中です。内容については、風景づくりについて、空家対策について、第 72 回、第 73 回定例会の内容、それと近江狂言、子ども防災塾の記事を中心に掲載します。以上です。

会長

ありがとうございました。ただいまの件について何かご質問とかございませぬか。無いようでございますので、会議運営部会の活動につきましては私のほうからご報告をさせていただきます。

会議運営部会は、10 月 5 日午前 9 時 30 分より開催をいたしました。本日の議題内容につきまして協議をしました。先ほど区長からもございました、新市基本計画の変更について、皆さんの付帯意見について市長に対する意見書を付帯することで協議をいたしました。市長の日程の都合により急きょ翌日の 6 日 2 時 30 分より市長に対しまして諮問答申と共に皆さんの意見を伝えることをしました。その内容につきましては次第にございますので後ほどご報告をさせていただきます。皆さんから財政についていろいろとご心配なことを意見が出ていましたが、本日は財政課からお越しいただきましてご説明をしていただくことを 1 つの項目事項に上げさせていただきました。答申につきましては先ほど申したように後ほどご報告いたします。それから、報告事項の中で、いつものように安土学区・老蘇学区まち協からの活動報告をしていただきます。協議事項で新市基本計画の内容につきましては答申をしたところですので、それについても協議事項の中で再度協議していく。それと、本日実施しました環境エネルギーセンター見学会ということで、だいたい思いは言っていたと思いますけれども、後ほど皆さんの感想と言いますかいろんな意見を述べていただきます。会議運営部会のときには、今日の見学会の日程は確定していませんでしたけれども、各学区に声をかけて 13 名が、私たちとともに参加していただきました。また、前回駅前商店街の街路灯ですが、今 LED で数か所点灯するように既に実施されているとうことでございます。そのようなことが会議運営部会の中で話がありました。市議会議員の議会報告会が 15 日と本日 19 日に開催されますが、絞った内容での意見交換会になっています。もしこの意見交換会で市民から出た意見等が何か事務局で分かるようであれば入手していただきながら、特に安土地域に関する物につきましては、我々協議会としても参考にできないだろうかということを経営運営委員会では話したところでございます。来月の日程については後ほど皆さんにお諮りしたいと思います。以上のことで、だいたい本日の次第に書いておるとおりであります。以上が会議運営部会の内容でございます。何かご意見ございましたら。無いようでございますが、またご意見ございましたら最後のその他の項目でも言っていたら、ご説明なりしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは次に進めさせていただきますが、意見箱についてはありましたか。

事務局

ございません。

会長

今回、意見箱の意見は無いとのこと。それでは経過報告につきましては以上とさせていただきます。報告事項ですが、中期財政計画について本日も多忙な中、財政課よりお越しいただきましてご説明をお願いしております。よろしくお願いいたします。

財政課

(資料に基づいて説明)

会長

ただいまご説明いただきました内容について、何かご質問やご意見がありましたらどうぞ。

財政課

前回は政策推進課が説明させていただいたのですが、私が聞いているのは投資的経費が大変大きな額になっているという質問をいただいていたと聞いております。それにつきましては、環境エネルギーセンターだとか篠原駅・安土駅、また桐原小学校等の大型施設整備事業が重なって実施してまいりましたので、建設事業の経費がこれまでで最大規模の額になっています。その財源につきましては、国県等の補助金の確保に努めてきたわけでごさいます。全体としては実質収支が黒字を確保できた中で事業が完遂できたということでございます。数字としては歳入歳出が非常に大きな額になっていますが、財政の質としては健全な質が保てたかなあとと思います。それと、前回新旧対照表で、当初の財政計画と今回の財政計画を比較していただいた中で、平成 31 年度なりそれまでの数値の中でかなり当初の新市基本計画の財政計画と今回お示しをした計画との間で、差異があるとお話をいただいています。当初の新市基本計画の財政計画を策定しましたのが平成 21 年度で、その時点で平成 31 年度までの見立てを行ったところございます。その間、国の制度で税制だとか社会保障の制度などにつきましてもかなり変更もございました。東日本大震災を受けまして、市でも様々な防災、コミュニティセンターの整備だとか、そのような事業も追加して実施してきましたし、全国的に工事費が高騰している状況もあるようございます。そのような影響で、かなり当初の新市基本計画と比較してもらいますと、今回の中期財政計画は大きなものになっていると思います。当初の 21 年度に 31 年度を見込んだものと、一定事業をした中で 31 年度あるいは 36 年度を見込んだものということで、なかなか 21 年度の時点で 31 年度の精緻な見込みをするとなるのは、制度的な変更ございますし、事業の進捗やその他新たに追加された事業もございますので、その点も含めて大きな額になるのかなあとと思います。

副会長

見込みの率も良くなっていますよね。27年度に繰上げ償還とかされて、収入もふるさと納税とかいろんなのが入ってきて良くなったということですね。これから先もいろんな収入が増えていけば、良くなっていくということですね。

財政課

そうです。おっしゃっていただいているとおり、土地の売り払いとかふるさと納税とかは、この将来分については見込んでいないのです。今後も、これに限らず様々な歳入確保だとか、当然歳出の事業費の精査も必要でございますし、そういった行政改革の努力を行うことでここに書いてある数値を今後良くしていくということでございます。当初、27年度の3月に計画を策定しまして、今回9月までの半年の間に、決算を受けて見直しをしたわけでありましたが、その間に数値が良化したわけで、今後もそうした努力は継続して数値の良化を図っていくということになります。

副会長

平成36年度には30億円を下回ることが見込まれますとありますが、キャッシュフローというのは減価償却を見込んでいるのでしょうか。

財政課

減価償却というのは見込んでいません。ここでの30億円といいますのは、市が毎日毎日支払だとかする中で30億円は日々必要だろう、30億円の現金は手元に確保しておくことが必要であろうということございまして、そのため基金の額が下回ることが無いようにいつも手元にあるようにしておきたいということでございます。

副会長

減価償却は入れていないということですね。

財政課

そうです。市の歳入歳出ですので、この見直しには特に減価償却という考えはない中で策定しています。

委員

中期財政計画は31年までですね。36年度までは数字が出されているのですが、31年から36年までの数字の意味合いをお聞きしたいのですが。と言いますのは、31年以降は何もしないよということなののでしょうか。

財政課

そうではないですね。おっしゃっているように、特に投資的経費が31年度までは大型施設整備事業をするということでだいぶ数値が上がってしまっていて、それ以降は20億円なり13億円なりでほぼ毎年の維持管理的な費用しか上がっていないということになっています。ここで投資的経費に上げています大型施設整備事業というのは、既に予算化なり着手をしているものについて今後の見込みを含めて上げておけるとございまして。今後の中で新たな大型施設整備事業が着手していくということであれば、毎年の見直しの中で32年度以降についても何

らかの数値が入って参ります。確定しているものについて、数値が上がっているということになります。

委員 歳出の部分と、歳入の部分も変わってくるということですね。

財政課 何か事業をするとなると、どのように歳入を確保するかということの検討になるかと思います。

副会長 例えば、安土のコミセンの一体化施設が事業化されるとなるとここに数字が上がるということになるのですね。

財政課 そうです。毎年の見直しの中で、またどの期間でするかによって、ここに歳出額を入れた中で、それに対してどういった歳入を確保するかとか、全体の予算の中で事業費の精査をして、こういった事業をするとなると財源を確保するためにどうしたらよいかとか考えて行くことになります。コミュニティセンターでしたら、今までなら国の補助金なり、また防災機能を備えたものでしたら、国の交付税措置が手厚い起債などをして参りましたので、そういった形でより有利な財源を確保していくことになるとと思います。毎年の見直しの中で、そういった新規事業の着手なり、進捗状況は反映していきたいと思います。

委員 これには新庁舎の分は入っているのですか。

財政課 そうです。今回の新市基本計画には庁舎整備に関して明確に記載されていますし、庁舎の整備も進んでいます。ちょうど 30 年度なりに投資的経費が大きな額になっている中に、今おっしゃっていただきました庁舎整備等も含んだ中で見通しを試算しています。

事務局（区長） 前回もありましたが、安土地域ではどこまで入っているのかということは心配されますけれども、安土のコミセンについては入っていません。

財政課 何も、この計画に入っていないからしないとかいうものではないです。これこれの事業をするから、どういった対応が必要になるかというものでございますので、事業費がわかればここに反映をしていくというものですので、このなかでどういった対応が必要になるのかという検討資料でございます。

会長 支出を見ていると足りない部分は地方債を発行されるのですね。その地方債を、返済する義務的経費の期間といいますのは、何年遅れぐらいですか。

財政課

そうですね、返済期間についてはさまざまございまして、基本的にはその施設の対応年数を基にということになっているのですが、今日見ていただきましたごみ処理施設ですと15年が上限となっておりますし、学校なんかは25年です。今後の負担状況を見まして、あえて25年で借りられるところを、少しでも利子負担の軽減だとか将来の残高を抑制するために短くして借りるということもございまして。将来分については15年とか25年とか最大分を見ているのですが、実際借り入れるときに今後の負担全体を見た中で、これだけ短くしたらより利子が軽減できるとか検討して、少しでも利子負担の軽減だとか残高の抑制を図っているところでございまして。

会長

地方債の発行のピークが、27年から30年になりますけれども、それらの返済は、ここに書いています36年度よりも以降になるのですね。今後も減ることは無くとも増えることはありますね。36年以降で、36年までの数字より、返済分を含めて義務的経費の総額が上がると見込んでいる年はあるのでしょうか。36年が義務的経費が167億円になっていますが、これが例えば170億円を超えとかの用途はあるのでしょうか。義務的経費総額の上限はどのくらいかによって、地方債発行をコントロールされているというような数値を、財政当局は何かお持ちなのですか。

財政課

特に上限額というような数値は持っていません。その時々、5年先10年先の計画を立てておるのは、今おっしゃったように現時点で将来を見据えた中でということですので、36年あたりがピークになりそうです。

会長

27年から31年にかけて投資した借入が、36年以降に返済が来るのですね。この辺の見通しもある程度しないと。市長も一生懸命に人口を増やすとおっしゃっていますが、世の中の自然の流れとしては減る。財源も減ってくるのですから、発行してしまった公債の返済はしないといけない。近江八幡市の財政での返済のピークは170億円。赤字財政と言われぬようにして、180億円までこれが行けるのか、200億円まで返しても実力として行けるのかというようなことが、市としてはあるのかなあと思っているのですけれども。

財政課

一定、地方債現在高比率なりで目標設定しています。今後、36年度までの間にできるだけ発行しないように。若干、ピークを少しでも抑えるように、少しでも早く返済するようになるとか、工夫をしながらできるだけ平準化をするようにしていくということです。

会長

地方交付税も、国の予算を考えたらふつうは下がるだろうと思います。事業の事を考えたら、当然、人口が減ったら事業も減るわけですので、地方税というの

も絶対減るだろう。そのため、収入面は減る一方になる状態で、36年までの支出・投資的経費、プラス地方債発行額をもって事業が実施されます。その返済は36年以降に来る。そうなったときの、市の財政から見て、返済期間を縮めるというよりも、逆に伸ばさないと行けなくなるのではとも思うのです。世の中の流れとしてそのようなことになるのではないかなあと。その点も考えて、投資的経費のブレーキを執行者にかけておられるのでしょうかということが気になっているのです。

財政課

27年度決算については、良いことばかり申しましたけれども、将来分については今後の税収の増とか国からの交付税の大幅な増は見込めないという状況の中で、大きな事業をしていくということについては、財政的なリスクは一定あるのかなあと思います。5年先10年先のことはありますが、今の時点でおっしゃっていただいたような、中期財政計画と同時にさまざまな行財政改革実施プランを策定していますので、そういったものを着実に実施して、大型施設整備事業であっても事業費の精査を図る、その他の事業についても事業費の精査を図るということでございます。なかなか、借金の返済については、一旦借りてしまえば繰上償還しない限りは、残金については絶対返さないといけない額ですので、そこを縮減するとなると難しい。そうなってくると、その他のところ、大型施設整備を含めた中で事業費の精査をしていく必要があります。

会長

地方債発行をかなり抑制していかないと、債務は今は良いのですが、信用は無くなると瞬く間に悪化するのには必至になりますので。ちょうど今、27年から31年に投資されます事業というのが、返済は計画が切れた37年以降にやってくる。そういった中での市政運営であるのでその辺を見てもらわないと。

財政課

市債の発行につきましても、交付税でその元利償還金に相当する額が措置されているものがございます。それも諸々、いろんな率がございしますが、できるだけ率が高い物、また100%される物を確保していくということで、借金をしてもその元利償還金に対する物は交付税でバックされるという中で、一般的なただ単なる借金はしない、現状もしていませんし今後についてもそのような姿勢で、できるだけ今後いかに借金と貯金のバランスを取る中で運営をしていくことだと思います。そういった中で、中期計画に地方債現在高比率というのと積立金現在高比率という2つの指標を重視して入れさせているのですけれども、いかに借金を抑えて積立金を確保していくのかというバランスの中で、会長おっしゃっていただきましたように、財政当局としては注視が必要なのかなあとと思いますし、特に気にかけているところでございます。

副会長

積立金なのですが効率的な基金運用というのがあると思うのです。運用はされ

ているのですか。

財政課

安定とか安全ということが第一ですので、利率の良い定期預金に預けるにしても、年間の支出を見た中でちょっとでも多くの額を定期できるようにだとか、工夫によって積立金の利子を確保したいとかしており、何かに投資するとかは今現在できていません。財政課で今後の支出や収入の状況をできるだけ担当課から聞き取って精査をした中で、この間はこれだけの資金は手元にあるから、じゃあこの間できるだけ定期にすればということで、安全な中で利息を確保していきたいということです。

副会長

少ないですね。

財政課

そうですね、どちらかといえば、あまりメリットは少ないです。どちらかというところ、国からの借金の利率は、0.01%というような状況です。

副会長

利息が高かったら、借金を返した方がよいかと思うのですけれども。

委員

将来負担比率というのは、どのような数字なのでしょう。

財政課

将来負担比率というものは、全国的な目標水準は69.7%で、近江八幡市では現状0%でございます。将来の借金の返済だとか、将来払わなければならない退職金といったものが将来負担額に当たるわけでありまして、ただ、借金の返済につきましても交付税で措置されるもの、交付税で後ほどバックされるものでありますとか、将来の負担から控除することになっておりますので、今現在は将来の負担よりも基金の残高とか、交付税にバックされる額が多いということで、将来負担は現状では発生していないということで計算される数値ということになります。

会長

36年になると52.2%になるということで、やはり借入が影響しているのですか。

財政課

そうです。ちなみに将来負担比率ということで言いますと、県内の他の市町で言いますと、当市と同規模の栗東市などは過去にかなりの借金をされていますので、186.1%で非常に全国的にも悪い数値になっていますし、甲賀市で60.7%、野洲市で53.3%、湖南市で64%になっています。一定、二極化している面もあります。守山市や草津市は、当市と同じように0%になっていますが、過去にかなりの投資を栗東市はされていますので、そういった中で高い数値になっています。

委員	ふるさと応援寄付金というのがありますけれども、他の市町に出る方が多くなるということはないでしょうか。
財政課	<p>税収の減になりますから、交付税の算定をする中においては、交付税は入りと出の差額で計算をしますので、交付税の算定の中ではその分の税収が減ったものとして算定をします。</p>
委員	問題は無いのですか。
財政課	<p>全額交付税で措置されるということではないので、全く問題がないということではないです。</p>
会長	<p>他は何かありますか。無いようでしたら、この件につきましては以上とさせていただきます。ご多忙の中ありがとうございます。</p>
	<p>それでは、報告事項で、近江八幡市・安土町新市基本計画の変更についての答申の報告でございます。私のほうから報告させていただきます。答申につきましては市長に報告に参りました。期間延長の諮問につきましては同意いたしますということで、1枚目を渡しました。2枚目でございますが、我々が心配いたしますのは延長と共にいろんなことが、地域自治体地域協議会としては新市基本計画の執行状況の確認ということですので、単に5年ではなく庁舎建設に関してそれらの活用について検証が今度はどこがするのだということで協議会委員から気にしているところでございます。他の事業に関していろいろな検証機関はお持ちいただいておりますので、5年延長に対して地域自治体は終了いたしますが、新市基本計画5年延長の執行状態を確認・検証できる方策はお考えでしょうかと言ったつもりだったのですが、市長は庁舎建設をするのに地域協議会に代わる機関が必要なのかなあというようなことを首をかしげながら言っておられたので、あとで担当にそうではなく我々は庁舎の活用を含めまして庁舎整備事業は新市基本計画に明確に追加されたことによるいろんな確認について5年の延長の確認機関はどこから意見が言えるのか、市民の意見が反映されるような施策・市政を取り入れられないだろうかということで、委員各位から心配されているということも付帯意見として渡したということでございます。地域協議会に代わる検証機能として何かお考えでしょうかということで、担当部局をお願いをして帰ってきました。担当部局でこれらの真意に沿ってご検討していただければと。皆さんがご心配されていたことの解決策につながるのではないだろうかかなあという思いで帰ってきた次第でございます。その時に言っておられたのは、庁舎建設についてはまだまだ基本設計ですので実施設計に移っても、委員会設置や説明会、意見徴収など行って、建設事業につきましては、実施設計案を何例か作ってその中で市民の皆さんに意見を聞く機会を持つなど行われるということです。実</p>

際に作られて、業務運営をされて、その時に市民目線からどうだということを、あるいは 36 年まで財政計画の延長を出されるわけでありますがそれに対する内容検証について、現在の地域協議会に代わる住民目線で検証できる制度をお願いしたわけでございます。即答が無くとも我々あと 3 年半ありますので、それまでには新市基本計画延長のために何か市民からの検証機関の返事がなければ、担当部署にそれらの説明を求めるといようなことをしてもいいと思いますが。そのようなこととでございます。何か委員各位からご意見はありますか。文書としては 2 枚目の付帯意見をお渡ししていますので。諮問については同意いたします。ただし、協議会委員からこういう気になる点がございましたので意見を付けさせてもらいますといようなことで答申をさせてもらったといようなこととでございます。

事務局（区長） 会長が諮問に基づき答申を持って行かれたのですが、市長もこの地域協議会自体を心配しておられまして、日々の地域協議会の活動に敬意を表されておられました。地域協議会を 5 年延長するといことでは無く、言われるこのことについては真摯に判断しないといけないなあとこの返事をされていて、翌日に部長会があったわけですが、そのときも新市基本計画の見直しについて地域協議会に同意いただいたとうことで市長からも発言がありましたし、地域協議会からの検証についての話もされておられました。補足ですが報告させていただきます。

会長 あと、この件でご質問はございませんでしょうか。無いようでしたら次に進めたいと思いますが、報告事項の 3 つ目ですが定例になっています、安土学区・老蘇学区のまちづくり協議会の活動報告について、報告をお願いします。

善住委員 （報告）

澤委員 （報告）

会長 それでは両学区のまちづくり協議会の報告は以上とさせていただきます。それでは協議事項になります、新市基本計画の内容で確認したいことといことで、一読してなかなかぴんと来ない部分について担当部署を呼んで確認したいなあといことがございましたら。ちょうど延長という機会がございましたので、庁舎整備事業と先ほど説明のありました財政計画といことは変更された部分ですが、それ以外の部分は当初から掲げられた事業ですので、特に安土地域の市民目線でこの新市基本計画が実際はどうなっているのかなあといような事項につきまして確認して、担当部署から内容の説明を聞いてもいいなあといような思う次第とでございます。末端自治では、各自治会でのまちづくりで突破口といものがなかなか見つからない。しかし、地域まちづくり基本計画には協働のまちづくりといのを謳っておられますので、そのようなところで市としてどのよう

な施策があるかということも、新市基本計画には結構いいことも書いてありますので、そのようなことも考えて行く、これは一例ですけれども。たまたま新市基本計画が延長ということになりましたので、我々地域協議会といたしましても31年に向かいまして新市基本計画の実施状況、特に我々の立場で言いますと市民目線で納得できるような施策かということを確認するということです。その中でも、ここにも何回か来ていただいていますけれども、安土駅周辺整備等については現在進行形です。環境エネルギーセンターについては、環境保全の推進という中で、ごみ減量と適正処理の推進という項目も出ていますので、ごみ処理施設もその一環で、あれも新市基本計画の一環をはたしているということです。風景づくりというの、歴史文化あるいは魅力的な景観形成というようなことで新市基本計画に上がっていますので、そういうものを意図するために風景づくり条例を作って、手を上げられて地区については皆さんで話し合いながら1つのエリアを作って進行していく。

新市基本計画について、我々の中で検証するパターンと、担当課を呼んでこれとこれを説明して欲しいというような言い方で確認することもできますし、と思って協議事項の項目に上げたのですが。

事務局（区長）

いろんな計画ができていますので行政としてもその計画に基づいていろんな地域の振興だとか事業を進められていますので、これはちょっと違うのではないかとこれわからないなあというようなことがございましたら、皆さん方で意見を出し合ってくださいまして、支所を通じて各担当部局から説明もさせていただきます。

委員

新市基本計画を見ていると色々な項目がありまして、農業・商業など産業の関係などもありますね。

会長

そういったものはまだここには呼んでいないのですが、この中でも新市基本計画の検証という目的で呼んだのではなく、たまたま他の兼ね合いからここで説明を受けた中にも、新市基本計画の1項目に上がっているものもあるのです。改めて新市基本計画でどうですかと私は言ったのですが、そうではなく既にここに来ていただいて事業を推進するにあたり、投げかけられた事業の説明をたびたび受けています。そのようなものも、この中にはだいぶ含まれています。その時には進捗していない項目でもこういうように進めようと思っているのだったものについて、結果はどうでしたかという問い方もあると思います。

委員

足腰の強い農業づくりだとか、活力のある産業づくりだとか、産業分門を取り上げたらどうか。

会長

産業部門は確かに一度もないと思います。皆さんの宿題ということで、こんなこと書いてあるけれどもどうなっているのかなあとか、どう実行されるのかなあとかというような意見でも結構ですので、身近なお住みの地域の視点からでも、こんなこと一度聞いてみたいとか考えてもらえたら。委員からは1つは産業部門のここに掲げられたものは、本当に新市になって方針に沿って新たに何か施策をされたものはどのようなものかということが出てきています。

事務局（区長）

私も心配になっておりまして、合併調整項目の残りが3つほどあったと思うのですけれども、そのうち市の慣行の歌の部分ですが、公募されましている方から応募があったという報告は来ていますし、選定委員でいくつかは案が上がっていきまして、そこに曲を付ける。当然、議員の皆様方に相談をかけて決定して行くと聞いています。それが決まり次第、地域協議会にも報告に上がりたいと聞いています。あと残っているのが、景観農業振興地域計画で、これも最終段階に入っていると聞いています。それが終わりますと合併のすべての調整項目が協議されたということになります。ただ、今日まで来ているのは、調整は済んだのだけれども果たしてそれが本当に進行しているのか、進行していないのかというのが、ここで皆さんが担当課を招いて協議していただいているとおりでありますので、そのような問題がございましたら意見を出してもらいまして言っていただきたら担当課に連絡もさせていただきます。

会長

今、区長が申されました未調整項目についてはそのようなことでございます。防災なんかは本当に調整できているのか疑義もあろうかと思ひますし、委員が言われる産業経済部門での新市基本計画に沿ってどのような施策がなされているか、残り3年ございますのでそのようなことを確認していきますと、担当部署でそのような意見が出たのだということとそれらの意見を反映して行こうかという意欲が出てくるかもしれません。ということで、委員の皆さんのお立場、あるいは地域のことを考えながら、こんなことはどうだろうかあと一度考えていただきまして、新市基本計画の確認事項につきましては再度考えて行くということにさせていただきますでしょうか。では、この件につきましてはそうさせていただきます。

それでは、午前中の環境エネルギーセンター見学会で、何か感想と言ひますか感じていただきましたこと何かございましたら。あるいは心配なこととかあったらどうぞ。種別の見やすいパンフレットを作って全戸配布は致します、また、希望があれば末端地域への説明に参りますと担当課が申されておりました。今日は施設見学でしたので、施設を見学して何か気になることがあれば。

委員

最終処分場はどこにあるのですか。

委員 最終処分場は野村町にあります。

委員 特別管理物という有害物質が入ってこないようにする防止策はどのようにしているのでしょうか。

会長 何かされているのでしょうかね。焼却炉が傷むから。

委員 医療関係のようなものは対策が必要になるでしょう。

会長 化学反応を起こすようなものですね。他にエネルギーセンターの見学をしてご意見などはありますか。

委員 進入路が鋭角になっていて入りにくいです。もう少し川沿いに進入路を作るとか直線に入ってくるように、何らかの方法があってもいいのではないのでしょうかね。

事務局（次長） 別のルートから、農道を拡げて周辺道路を作ると聞いています。まだ、これから整備することになります。

副会長 何かの地図でそのルートで入るように書いてあったので、私はそちらから行った方が良いのかなあと思っていたのですけれども。

事務局（次長） 今現在は、今日は入ってきたルートが進入路ですね。

事務局（区長） 今日、担当にお願いしていたのは、施設はよくわかったけれども、グレードの高い環境に配慮した施設なのですが、そういった施設で日常のごみが処理されているということは分かったのですけれども、私が少し心配していたのですが、要はごみを出す人たちが今までの安土地域の出し方と今度の市全体の出し方が 29 年 4 月から変わりますので、その履き違えが無いように住民に説明をして欲しいと言っておきました。問題のあるところ、例えば、大きな木は今までは粗大ごみで出していたけれども、今度は切って出さないといけないだとか。説明して一般の方にも理解してもらい、そのようにしてもらったほうが良いのではないかなあとお思いますので頼んでおきましたので、また各地域に入って説明もすると言っていましたから、もし今度の会議運営部会で他の議題と重ならなければ、担当課を呼んでいただいて、前回の説明+α細部にわたる説明もしてもらったほうが、皆さんに問い合わせがあった場合は答えやすいのかなあとお思いますので、お願いしておきました。

作って大まかな説明会は学区です。それでは不十分だと言われたら、自治会宛でも要請いただいたら説明に行きますというように担当は言っていますので。パンフレットが出来てからそのような要請をして欲しいということです。現在の安土から、新エネルギーセンターになるときのやり方の変更点というのが明確になるでしょう。

委員

上出の最終処分場に、新施設の処分灰を持ってくるのでしょうか。

事務局（区長）

上出の最終処分場は中部清掃組合の施設ですので、安土町が脱退したからと言って、そこに近江八幡市環境エネルギーセンターの焼却灰を持ってくるということは無いです。処分場は水荃町の最終処分場です。

会長

今話しに出ていた成分に関する、特に化学反応的なものについて、家庭ごみに混じっているものは何かで検知できるのかということは事務局から聞いてもらえますか。

事務局（次長）

聞いておきます。

会長

たぶん、近江八幡市で全ての処理ができるということではないと思うのです。処理できない廃棄物は大阪かどこかと契約して、持ち出しをしていると思うのです。

今日通った道はパッカー車とすれ違うときは、どちらかが待っていないといけない。道路が狭いと言うか、カーブがきつ過ぎるのでしょうか。上り下りが多い。

では、この件については何か感じ取られたらまた言っていただいて。市民への説明につきましては環境課から何回か説明会をしたり、パンフレットの配布があるということです。

委員

自治会の希望があればということですか。

会長

自治会の要請があればということで、市として自治会を回るということではないです。行政としては 33 自治会を回るといふ思いはしておられない。そのようなことは自治会長もご存知です。

というわけで協議事項 2 点につきましては中途半端に終わりましたけれども、新市基本計画の検証につきましてもう一度考えていただきまして次回でも、こんなことが聞きたいなあとというようなことがございましたらご報告いただきたい。今日見学しました環境エネルギーセンターについては、2 点ほど意見がございましたが、何かございましたらまたお願いします。その他の事項で、何か事務局ございますか。

事務局

ございません。

委員

1点、健康づくりセンターについて10月中ごろ過ぎたのですけれども、来年3月に向けて方向性は決まりましたか。

事務局（区長）

健康づくりセンターについては地域内の事ですのでご報告をさせてもらって、皆さんにもよく状況を理解してもらっているところだと思います。いろんな今後の利活用について検討をしていますので、10月末ぐらいまではということで進めておったわけですが、もうちょっと時間がかかりますので、それが決まり次第、皆さんがたに利用等について説明させていただきます。

会長

現時点ではそのようなことですね。あと何かありますか。無いようでしたら、次回の予定ですが、11月1日午前9時30分より会議運営部会を開催させていただきます。定例会につきましては11月16日（水）午後2時からということをご提案したいと思います。それでは副会長から閉会のご挨拶をお願いします。

副会長

（あいさつ）

【終了 15:50】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所
住民課 庶務グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp